



1月31日 申5号提出！

「現業機関における柔軟な働き方の 実現について」に関する申し入れ

2021年11月5日「現業機関における柔軟な働き方について」提案を受け、横地申第3号「現業機関における柔軟な働き方の実現について」解明申し入れを提出し労使議論を行いました。施策実施によって働き方や、現場の体制・要員・異動に関する考え方が大きく転換することが予想されるため、「当社の持続的な成長」「ヒト起点での新たな価値の創造」に向け、安全・輸送サービスの向上することはもとより、現場で働く仲間の働きがいや生きがい、健康と心の豊かさを実感できなければ目的の達成は成し得ません。解明交渉において、本施策では「これまでの役割分担にとらわれない柔軟な働き方を進め、社員の成長意欲・チャレンジ精神を具現化できる組織で一人ひとりの活躍フィールドを広げていく」としていますが、新型コロナウイルスによる現在の厳しい状況において向き合い努力している現場との意識の乖離が浮き彫りとなり、単なる効率化施策・生産性向上のための施策であるとの認識が深まったばかりか、現在もキーマンであるはずの管理者からは一切、具体的な説明がなされていません。鉄道会社として実施ありきの見切り発車ではなく現場の声をもとに本来の施策の趣旨を捉え返し「究極の安全の追求」「質の高いサービスの提供」を実現すべく下記のとおり申し入れ団体交渉へ臨みます。

申し入れ事項

1. 鉄道は公共交通事業であることを踏まえ、お客さまの命を預かる企業としての使命を明確にすること。その上で多様な経験による安全・輸送サービスが向上するとした具体的根拠を示すこと。
2. 鉄道は専門特化したそれぞれの部門の結集により成り立っていることから、本施策においても各分野におけるエキスパートの養成を行うこと。

次頁へ続く



3. 鉄道運輸職場における指導担当は、安全のエキスパートであることから、高い技術や技量、経験を持った人材を長期的なビジョンで配置すること。
4. 本施策に対する説明が不十分であることから、これまで面談等で申告のあった本人の生活設計、家庭環境、キャリアビジョンを形骸化することなく、一方的な異動・兼務を行わないこと。
5. 統括センター・営業統括センターにおいては、社員一人ひとりに対し基本業務を明確にすること。また勤務指定は現在の兼務を除き、日および月単位で指定すること。
6. 統括センター・営業統括センターにおいて、災害から社員とお客さまの命を守るため、各職場の特状を考慮した教育・訓練の計画を示すこと。
7. 新たなジョブローテーションについては社員が多様な経験を積むことにより安全・サービスレベルを向上させるとあるが、本施策との整合性を明確にすること。
8. 問題が発生し、その解決が困難である場合には本施策を中止とし直ちに労使議論を行うこと。

交渉では明確な回答を強く求める！

私たちは働く者の立場に立って 粘り強く交渉を進めていきます！